

令和2年度専決補正予算(5月)の概要

新型コロナウイルス感染症対策について、感染拡大により甚大な影響を受けている事業者への幅広い支援のほか、感染リスクと隣合せの過酷な環境で、献身的な活動を続ける福祉事業所等への感染対策支援金や、国庫補助事業を活用した各事業などに必要額を計上した。

補正予算額 119,644 千円(専決日:令和2年5月15日)

1. 補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正額	内 訳
新型コロナウイルス対策事業	119,644	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業所感染対策支援金 ・中小企業緊急経営安定対策利子補給金 ・新規創業者向け持続化給付金 ・中小企業生産性革命推進事業補助金 ・新事業チャレンジ補助金「コロナに負けないチャレンジ枠」他
合 計	119,644	

2. 補正予算の財源

(単位:千円)

区 分	補正額	説 明
国庫支出金	119,644	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 保育対策総合支援事業費国庫補助金 他
合 計	119,644	

3. 予算の規模

(単位:千円)

会 計 別	補正前 ①	補正額 ②	補正後 ③	伸び率(%) ②/①
一 般 会 計	44,113,000	119,644	44,232,644	0.3
特 別 会 計	16,913,490	—	16,913,490	—
企 業 会 計	9,054,014	—	9,054,014	—
合 計	70,080,504	119,644	70,200,148	0.2

※今後も国の補正予算等を踏まえ、適宜、新型コロナウイルス対策の追加計上を予定。

【 新型コロナウイルス対策の事業内容 】

1 福祉事業

21,060千円

【別紙 1～2】

- 福祉サービス事業所感染対策支援金 20,610千円（事務費含む）
各施設の感染予防対策に対し支援を実施 支給額：1事業所あたり10万円
ただし、通所サービスに訪問サービスを追加実施する事業所 加算支給額：1事業所あたり5万円（計15万円）
【対象事業所】介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、子ども福祉サービス事業
- 子育て世帯への臨時特別給付金（市単独）の追加 450千円
国の緊急事態宣言延長に伴い、基準日を緊急事態宣言の解除日まで延長し、新たに出生した子どもを追加

2 産業振興事業

91,720千円

【別紙 3～7】

- 中小企業緊急経営安定対策利子補給金 15,620千円
セーフティーネット4号等の認定を受け、福井県経営安定資金の融資を利用した中小・小規模事業者に対し利子補給を実施
利子補給額：3年間全額
- 新規創業者向け持続化給付金 6,000千円
令和2年1月以降に新規創業し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者を支援
給付金：法人：20万円、個人事業主：10万円
要件：セーフティーネット保証の認定ルールに基づき売上が20%以上減少している者等
- コロナに負けない事業所等応援事業補助金の追加 5,000千円
新型コロナウイルス感染拡大による様々な影響を払拭しようとする前向きな取組みについて幅広い支援を実施
1事業者10万円×50事業者分の追加
- 中小企業生産性革命推進事業補助金 53,600千円
新型コロナウイルスの影響を乗り越えようとする中小企業等の前向きな投資に対して、国が実施する「中小企業生産性革命推進事業」の制度拡充に連動し、補助対象経費の1/6を上乗せ補助 予算額：50,000千円
小規模事業者伴走型持続化補助金において、コロナ枠を新設し、国の持続化補助金の採択から外れた事業者を幅広く支援
補助率：2/3 補助金上限：600千円 予算額：3,600千円
- 新事業チャレンジ補助金「コロナに負けないチャレンジ枠」 11,500千円
中小・小規模事業者が取り組む新商品等の開発や販路開拓を支援する事業において、新型コロナウイルスの感染拡大により受けた影響を払拭しようとする前向きで新規性のある取組みをさらに強力に拡充し支援
コロナに負けないチャレンジ枠の新設
研究開発事業 補助率2/3以内⇒3/4以内（複数事業者共同）
※単独の場合 補助率1/2以内⇒2/3以内
販売促進事業 補助率1/2⇒2/3

3 学校教育支援

市奨学金貸付基金の活用

【別紙 8】

- 奨学金貸付の特別追加募集
新型コロナウイルス感染拡大の影響で、アルバイト収入や保護者等の収入が減少し、学費等の支援が必要な学生を対象に、越前市奨学生の特別追加募集を実施
申請期間の延長・審査基準の緩和等を実施

4 その他国庫補助事業分

6,864千円

- 保育対策総合支援事業（私立園に係る衛生備品等購入補助）
- 学校給食キャンセルに係る負担金及び衛生管理改善事業補助金

福祉(高齢者・障がい者・子ども)通所、入所、預かり、訪問サービス事業者が行う 新型コロナウイルス感染症予防・防護対策支援

高年齢者・障がい者・子どもの 通所、入所、預かり、訪問サービス事業所へ の感染症対策支援		通所サービスに訪問サービスを追加実施する 場合の加算措置
趣 旨	通所、入所、預かり、訪問サービスを実施する事業所において、防護服、フェイスシールド、消毒剤など、感染予防・防護対策を充実する場合の支援。	左記事業所のうち、通所サービス事業所が訪問サービスを行った又は行う予定の場合には、所要額を加算する。
支給単価	1事業所10万円(一律)	1事業所5万円(加算)
見 込 額	17,000千円(市単独)	3,600千円(市単独)
該当事業所	<p>【介護 101事業所】 訪問・通所・入所サービスを実施する介護サービス事業所</p> <p>【障がい 34事業所】 訪問・通所・入所・預かりサービスを実施する障がい福祉サービス事業所</p> <p>【子ども 35事業所】 学童・一時預かり(すみずみ子育てサポート等)を実施する子ども福祉サービス事業所</p>	<p>【介護 40事業所／85事業所】</p> <p>【障がい 32事業所／34事業所】</p>

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う経済的支援(追加)

	子育て世帯への臨時特別給付金 (4月20日専決分)	子育て世帯への臨時特別給付金 追加分 (5月専決予算)
支給対象者	0～高校3年生までのR2.4.1時点で 越前市に住民登録のある子ども 13,000人 (R2.4.2～R2.5.6出生を含む。)	越前市に住民登録のある子ども 国の緊急事態宣言延長終期までの出生児 15人 (R2.5.7～5.14出生)
支給額 (単価)	子ども1人につき3万円(1回限り)	子ども1人につき3万円(1回限り)
見込額	3億9,300万円(市単独)	45万円(市単独)
手続	(1)口座情報がある子ども(児童手当支給者) ⇒ 申請不要 (2)口座情報がない子ども(高校2・3年生等) ⇒ 申請要	申請要
支給月	5月 高校1年生まで 6月 高校2・3年生 7月 その他	6月

【新規】

越前市新型コロナウイルス対策 中小企業緊急経営安定対策利子補給金

1 国の支援策

民間金融機関による無担保無利子融資制度として、5月1日から「新型コロナウイルス感染症対応資金」の運用開始

負担種別	対象者	売上 5%以上減少	売上 15%以上減少
信用保証料	個人事業主	全額補給	
	中小・小規模事業者	1/2 補給	
支払利子	個人事業主	3 年間補給	
	中小・小規模事業者	なし	

2 県の制度融資

資金種別	必要認定	利率	保証料率	保証料補給	融資限度額	返済期間
【新設】 <u>新型コロナウイルス感染症対応資金</u>	SN4 等	0.9~ 1.0%以下		1/2~全額	30,000 千円	10 年以内 据置期間 5 年以内

県経営安定資金	① 新型コロナウイルス対策分	SN 4 号	0.9%以下	0.70%	全額	80,000 千円	10 年以内 据置期間 2 年以内
	② セーフティネット支援分	SN 5 号	1.0%以下	0.60%	1/3		
	③ 危機関連保証支援分	危機関連	0.9%以下	0.80%	1/3		

3 本市の支援制度

市内中小・小規模事業者が、令和2年5月1日から12月31日までに県信用保証協会が保証申込みを受付し、かつ、令和3年1月31日までに貸付を受けた県経営安定資金（上記①②③）の借入に対し、**3年間、全額利子補給**を行う。



4 予 算

令和2年度補給額 : 15,620千円 (令和R3~6年度: 82,880千円)
 補給総額 : 98,500千円

越前市新型コロナウイルス対策 新規創業者向け持続化給付金

国の持続化給付金事業の対象外となる、令和2年1月以降に新規創業した事業者を対象に給付金を支給することにより、事業継続を支援する。

1 国・県の各支援制度における、令和2年1月以降に創業した事業者への対応

	持続化給付金 (国)	セーフティネット 保証認定(国)	中小企業休業等要請 協力金(県)	国税・地方税 徴収猶予の特例制度
制度概要	月の売上が前年同月比50%以上減少した事業者を対象に、以下を給付。 法人：最大200万円 個人事業主：最大100万円	月売上が以下の減少幅を超え認定を受けた事業者は、 新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無担保) を利用できる。 SN5号：▲5%以上 危機関連保証：▲15%以上 SN4号：▲20%以上	県休業要請の対象業種で、 休業や営業時間短縮に応じた事業者 に以下を支給。 〈休業〉法人50万円 個人20万円 〈短縮〉法人25万円 個人10万円	下記の両方に該当する場合、1年間を限度とした徴収猶予 (1)R2.2以降の任意の期間(1ヶ月以上)で、収入が前年同期比 20%以上減少 (2)一時に納付が困難
新規創業者の取扱い	令和2年1月以降に創業した事業者は対象外 (給付額の算定根拠の確認が困難)	創業後3ヶ月経過してれば認定可	令和2年4月24日以前に創業し、営業実態があれば対象	比較対象となる前年同期がない場合、任意の比較に適した期間で収入減少を検討(個別検討)
創業日	R1.12.31以前	○	○	○ (R1.2以降創業分は個別検討)
	R2.1.1以降	×	○	○ (個別検討)

2 市内の新規創業者の状況(令和2年1月～4月末) ※5/11時点

※会議所・商工会・まち会社などの創業支援機関への聞き取り結果を集計

(届出が創業日から遅れる場合や、会議所等を介さない案件も想定され、実際には下記より多い見通し)

業種	法人	個人事業主	計
飲食・小売・サービス業	6	7	13
製造業	2	1	3
建設業	2		2
その他	3	1	4
計	13	9	22

3 制度概要

対象事業者 令和2年1月1日以降、国の緊急事態宣言が福井県において解除された日までに市内で創業した法人又は個人事業主(創業から3ヶ月経過後から申請可能)
※対象業種等は、国の持続化給付金に準じる
(農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、サービス業、他)

給付内容 **法人 20万円、個人事業主 10万円**

売上減少要件 セーフティネット4号認定に準じ、最近1ヶ月の売上高等と、最近3ヶ月間(最近1ヶ月を含む)の平均売上高を比較し、**20%以上減少など影響が大きいと認められる事業者**

申請期限 令和2年10月30日

4 予算 600万円

「越前市コロナに負けない事業所等応援事業補助金」の追加補正について

・追加予算：5,000千円（10万円×50事業者）

4月20日専決補正予算5,000千円（10万円×50事業者）を上回る問い合わせや事前相談があり、しっかりと迅速な支援を行うため、追加計上。⇒計10,000千円

・主な取組み概要（5月15日現在、35件、補助金額：3,303千円）

業種	取組み概要
飲食業	学校休業中の子どもの昼食、夕食に悩む男性を対象としたテイクアウト事業の新設。
飲食業	子育て世代、二世帯住宅家庭をターゲットとしたテイクアウト事業の強化
飲食業	テイクアウト事業の新設を行い、テイクアウト用の容器等に“屋号”及び“頑張ろう福井グルメ”と記載することでSNSを活用した宣伝効果を上げる。
飲食業	緊急事態宣言による営業時間短縮を受け、テイクアウト事業の新規開拓を行う。また、店内在庫となっている酒類についても小売販売を行う。
理容・美容業	コロナウイルスの影響で来店できない客に対してホームページ上で店舗内の安全管理の情報を周知すると同時に、メイク動画を配信することで店の広告宣伝を行う。
学習塾	コロナウイルスの影響で外出自粛をしている子どもたちのために、自宅にいながらダンスレッスンを受けられる環境を提供する。
学習塾	コロナウイルスの影響により在宅中の人、職を失った人を対象としたオンライン家庭教師サービスを開始し教育機会の確保及び就労機会の創造を行う。
ガソリンスタンド	外出自粛によりガソリンの消費が落ち込みを補填すべく、洗車プリペイドカードを製作し、キャッシュレスによる非接触販売販路を確立する。
ガソリンスタンド	外出自粛によりガソリンの購入が落ち込み中、従来の客をつなぎとめるためにダイレクトメール等を送付し、顧客の確保を継続する。
製造業	コロナウイルスの影響で店内に商品を見に来ることができない客に、カタログや生地サンプルを宅配して自宅でランドセル選びを楽しんでもらう。
製造業	首都圏を中心に行っていた事業が、コロナウイルスの影響で活動を行えないことを受け、福井県での顧客の確保を行うため宣伝広告を行う。
製造業	従業員同士のソーシャルディスタンスを確保するために事務所に木造の衝立を設置する。
小売業ほか	コロナウイルスによる疲弊感、不安感を払拭すべく、出店する各店舗と合同で地域の伝統工芸を紹介し地域におけるさまざまな活動の発表機会を提供する。
広告宣伝	飲食店のテイクアウト商品を購入し、飲食風景の紹介動画を作成、配信することで飲食店への集客を行う。
広告宣伝	市内のテイクアウト・デリバリーを行っている店舗のまとめ情報サイトを作成し、周知を行う。

【新規・拡充】

越前市新型コロナウイルス対策 中小企業生産性革命推進事業補助金

市内事業者が、新型コロナの影響を乗り越えようとする前向きな投資を強力に支援するため、国の「中小企業生産性革命推進事業」と連動し、市が追加支援を行う。

1 国の制度概要 (中小企業生産性革命推進事業)

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業環境に与える影響を乗り越えるために、前向きな投資を行う事業を対象に、**補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設置。**

【「特別枠」要件】補助対象経費の1/6が、以下の要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

	①ものづくり補助金	②持続化補助金	③IT導入補助金
概要	中小企業等が新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。	小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援。	中小企業等が感染症の影響を乗り越えるためのITツールの導入を支援。
対象	中小・小規模事業者	小規模事業者	中小・小規模事業者
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、クラウド利用料等	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発費、委託費、借料等	ソフトウェア費、導入関連費、 ハードウェアレンタル費(特別枠のみ)
補助率	特別枠 2/3 (←通常1/2)	2/3	特別枠 2/3 (←通常1/2)
補助金上限	10,000千円	特別枠1,000千円 (←通常500千円)	4,500千円

2 本市の支援制度

国の「中小企業生産性革命推進事業」と連携し、市内事業者の前向きな投資を強力に支援

(1) ①②③の「**特別枠**」で国の交付決定を受けた市内事業者に対し、国が認めた補助対象経費の**1/6**を追加補助
(補助対象経費から国の補助金交付額を差し引いた額の1/2)

	①ものづくり補助金	②持続化補助金	③IT導入補助金
補助率	1/6	1/6	1/6
補助金上限	2,500千円	250千円	500千円

※参考 国+市

補助金最大	補助率 5/6 (国:2/3 + 市:1/6)		
	12,500千円	1,250千円	5,000千円

(2) 市の「**小規模事業者伴走型持続化補助金**」で、国の②**持続化補助金**の**特別枠**で申請したが採択されなかった事業者などを対象に、当該事業計画を**別枠にて補助**(コロナ枠の増設、補助上限額の引き上げ)

	通常	AI・IoT推進/創業・事業承継枠	【増設】コロナ枠
補助率	2/3	2/3	2/3
補助金上限	300千円	600千円	600千円
対象数	8事業所	4事業所	6事業所

3 予算

合計 53,600千円

(1) 国との連携支援分

①ものづくり補助金 22,500千円

②持続化補助金 7,500千円

③IT導入補助金 20,000千円

計 **50,000千円**

(2) 市「小規模事業者持続化補助金」増枠分 **3,600千円**

越前市新型コロナウイルス対策 中小企業生産性革命推進事業補助金 具体的事業例

【「特別枠」要件】（モデル） ※各補助金共通
 特別枠での申請を行うためには、補助対象経費の1/6が以下の要件に合致する投資であることが必要です。
 A：サプライチェーンの毀損への対応
 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
 B：非対面型ビジネスモデルへの転換
 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
 C：テレワーク環境の整備
 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

①ものづくり補助金		②持続化補助金 (小規模企業者のみ)		③IT導入補助金	
モデル	中小企業等が新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。	小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援。	中小企業等のITツールの導入を支援。	モデル	C：テレワーク環境の整備
業態	製造業	美容院	製造業	業態	製造業
内容	<p>部品を内製化するための製造ラインを設置</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、部品調達が困難となったため、内製化するために社内内に新たな製造ラインを設置する。</p>	<p>新たな収益の柱とするため、「美容雑貨」のネット販売を開始</p> <p>外出自粛等の要因から、美容院への客足が減少。これを機に、非対面での売上を新たな収益の柱とするため、美容雑貨の販売のためサイトを構築する。</p>	<p>在宅勤務に対応するための社内環境の整備</p> <p>社員の一部に在宅勤務を導入するため、Webを通じた会議システムや、安全に社内ネットワークリモートアクセスするためのソフトウェアを導入する。</p>	内容	
事業例 イメージ	対象経費	15,000千円	対象経費	3,000千円	対象経費
	財源	国 2/3 10,000千円 市 1/6 2,500千円	財源	国 2/3 1,000千円 市 1/6 250千円	財源
	自己負担	1/6 2,500千円	自己負担	1/6 250千円	自己負担

【拡充】

越前市新型コロナウイルス対策

新事業チャレンジ支援事業「コロナに負けないチャレンジ枠」

新型コロナウイルスの感染拡大による影響を払拭しようとする前向きで新規性のある取組みをさらに強力に支援するため、新商品等の開発や販路開拓を支援する事業においても、次のとおり拡充する。

1 支援制度について

< 現 状 >

補助対象事業	研究開発事業 (新商品等の研究開発に係る経費を補助)		販売促進事業 (新商品等の販売促進に係る経費を補助)
	複数事業者共同での申請	単独での申請	
補助率	2 / 3 以内	1 / 2 以内	
補助金限度額	250万円以内		100万円以内

< 拡 充 : 「コロナに負けないチャレンジ枠」 >

補助対象事業	研究開発事業 (新商品等の研究開発に係る経費を補助)		販売促進事業 (新商品等の販売促進に係る経費を補助)
	複数事業者共同での申請	単独での申請	
補助率	<u>3 / 4 以内</u>	<u>2 / 3 以内</u>	
補助金限度額	250万円以内 (変更なし)		100万円以内 (変更なし)

この枠においては、連携する事業者1社につき10万円を加算する

(コロナに負けない事業者等応援事業補助金に相当する加算措置)

※補助金限度額とは別に加算する。ただし、補助対象経費を上限とする。

2 予 算

区 分		予算額 (単位: 千円)		
		当 初	5月専決	計
研究開発	共同	5,000	—	5,000
	単独			
	<u>コロナ</u>	—	10,400	10,400
販売促進	通常	500	—	500
	<u>コロナ</u>	—	1,100	1,100
知的財産権取得		300	—	300
合 計		5,800	11,500	17,300

越前市新型コロナウイルス対策 新事業チャレンジ支援事業

「コロナに負けないチャレンジ枠」 具体的事業例（現時点で相談を受けている事業）

制度概要	補助対象事業	研究開発事業 (新商品等の研究開発に係る経費を補助)	販売促進事業 (新商品等の販売促進に係る経費を補助)
	補助率	複数事業者共同での申請 3 / 4 以内	単独での申請 2 / 3 以内
	補助金限度額	250万円以内	100万円以内
	加算措置	連携する事業者1社につき10万円加算	

事業例	区分	研究開発	研究開発	販売促進
	連携者数	2者	単独	2者
	業種	製造業	学習塾	製造業
	内容	医療用ガウンの開発 和紙メーカーと縫製業者が連携し、機能性のある医療用ガウンを新たに開発し、全国に販売。	非接触での学習指導システムの開発 家庭で塾のカリキュラムを受けることができ、専門家の指導のもと、ICTを活用したオリジナルの指導システムを開発し、生徒の新規開拓を行う。	抗菌作用のある内装材の販路開拓 越前和紙の事業者が過去に開発した抗菌作用のある和紙を、建築資材メーカーが内装ボードと張り合わせ製品化し、家庭や医療機関などへ販路開拓を行う。
経費	試作品制作に係った原材料費、販売促進費（ウェブサイト構築など）、専門家指導受入費、など	専門家指導受入費、システム開発に係る委託費、販売促進費（チラシ制作など）、など	販売促進費（ウェブサイト構築、チラシ制作など）、展示会等出展費、市場調査費、など	
補助イメージ	対象経費	3,000千円	3,000千円	1,500千円
	財源	補助金 3/4 2,250千円 +加算措置100千円 自己負担 650千円	補助金 2/3 2,000千円 自己負担 1,000千円	補助金 2/3 1,000千円 +加算措置100千円 自己負担 400千円

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、
学費等の支援が必要な学生の方を緊急支援します。

新型コロナ特別枠

令和2年度 越前市奨学生を特別募集！！

(無利子貸付)

◎対象者

保護者が越前市に住民登録があり、高校・高専・短大・大学に在学中の学生で、
学費の支払が困難な方

◎貸付額について

奨学生の種類		奨学金貸付額(月額)
大 学	自 宅 通 学	20,000 円
	自宅通学以外	30,000 円
短 期 大 学		20,000 円
高等専門学校	1 ～ 3 学 年	9,000 円
	4 ～ 5 学 年	20,000 円
高 等 学 校	国 立 ・ 公 立	9,000 円
	私 立	12,000 円

県外の大学に通っている方には
3万円×5か月分(4月～8月)
=15万円 を一度に貸付
(9月分以降は月額を毎月貸付)

※貸付終了後、1年据え置いた後に、最長10年間で償還していただきます。

※4月分から8月分まで、5か月分をまとめて貸付します。

(5月中旬から下旬に申請の方は最短で6月1日に15万円を貸付)

9月分以降は月額を毎月貸付します。

◎申込期限 令和2年8月31日(月)必着

◎奨学金の半額償還免除制度があります！

奨学金の貸付を受けた方で、大学等を卒業後、越前市内に暮らしている場合は、
償還金の半額を免除します。

毎年申請が必要で、基準日(毎年5月1日)から継続して市内に住所を定めて暮らしていることが条件となります。

申込・問合せ先：越前市教育委員会 教育振興課

TEL 0778-22-7452